

2020年(令和2年)7月15日(水)

三島駅南口訴訟 住民控訴を棄却

「要件満たさず」

三島市の豊岡武土市長が市土地開発公社から三島駅南口西街区の土地の買い取りを怠ったことが違法だとし、住民団体「三島駅南口の整備を考える市民の会」の渡辺豊博代

表が、手続きの違法の
確認を求めた住民訴訟
の控訴審判決が14日、
東京高裁(岩井伸晃裁
判長)であった。東京
高裁は「訴訟要件を満
たしていない」として
訴えを却下した1審・
静岡地裁を支持し、控
訴を棄却した。

住民団体は「買い取
りを怠り、転売差益相

当額2億7301万円
の損害を市に与えた」
と主張。一方、東京高
裁は1審と同様に「土
地の買い取り請求権は

『金銭の給付を目的と
する債権』に当たらず、
違法確認の訴えの対象
とはならない」と判断
した。

土地は公社から東急
電鉄が購入。富士山三

島東急ホテルが6月30
日に開業した。渡辺
代表は「なぜ東急電鉄

に安値で売却された
のかという素朴な疑
問から裁判を起し

た」と述べ、上告する
方針を示した。

【石川宏】